

1. 最高裁判所事件月表(民事)

令和4年11月分

訟廷事務室統計係

新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済
事件別																	
総 数		200	179	206	585		161	145	216	522	16	629	620	591	1856	6632	6471
民 事 総 数		177	159	185	521		146	123	187	456		553	537	527	1617	5779	5644
特別上告(テ)		1	2	1	4		1	3	2	6		4	3	2	9	59	58
うち少額異議																(2)	(2)
(旧法)																	
上告(オ)	56	50	60	166		41	40	58	139		175	162	163	500	1740	1705	
(新法)	(50)	(47)	(51)	(148)		(36)	(30)	(51)	(117)		(160)	(153)	(147)	(460)	(1540)	(1517)	
(並行)																	
上 告 受 理	71	64	75	210		54	44	76	174		234	224	217	675	2180	2130	
(受)	(50)	(47)	(51)	(148)		(35)	(30)	(51)	(116)		(161)	(153)	(147)	(461)	(1540)	(1518)	
(受理決定)	(1)	(2)		(3)							(2)	(4)		(6)	(21)	(18)	
再審(訴訟)(ヤ)											1	1	1	3	8	8	
特別抗告(ク)	42	37	42	121		39	30	40	109		45	46	41	132	1237	1233	
(並行)						(1)			(1)		(1)		(2)	(3)	(8)	(8)	
許可抗告(許)						2		1	3		3	3	5	11	20	15	
再審(抗告)(ヤ)		3	3	6				2	2	4	68	88	82	238	274	228	
民 事 雜(マ)	7	3	4	14		9	4	8	21		23	10	16	49	261	267	
・行 政 総 数		23	20	21	64		15	22	29	66	16	76	83	64	239	853	827
特別上告(行テ)																	
(旧法)																	
上告(行ツ)	8	7	8	23		4	9	12	25	16	17	16	16	65	312	304	
(新法)	(6)	(5)	(8)	(19)		(2)	(7)	(9)	(18)		(15)	(13)	(16)	(44)	(252)	(257)	
(並行)																	
上 告 受 理	10	8	10	28		6	9	11	26		26	24	23	73	351	363	
(行ヒ)	(6)	(5)	(8)	(19)		(2)	(7)	(9)	(18)		(15)	(13)	(16)	(44)	(252)	(261)	
(受理決定)	(1)			(1)							(1)		(1)	(2)	(10)	(14)	
再審(訴訟)(行ナ)																	
特別抗告(行ト)	5	2	2	9		5	3	5	13		5	3	1	9	88	83	
(並行)																	
許可抗告(行フ)																	
再審(抗告)(行ナ)			1	1				1	1		28	35	23	86	94	68	
行政 雜(行ニ)			2	1	3			1	1		5	1	6	8	9		

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和4.12.15 訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内で、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

[]数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和4年11月分

事件別 新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計			
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済		
総 数		115	105	96	316		122	93	98	313		(59)	185	(45)	136	(54)	144	(158) 465	3564 3597
総 数		55	48	53	156		47	30	39	116		(59)	139	(45)	109	(54)	121	(158) 369	1558 1576
上告																		1 1	
訴訟審																			
事件																			
非常上告																			
再審																			
総 数		60	57	43	160		75	63	59	197		46	27	23	96	2006	2021		
再審請求				2	1	3				2		1	2	3	6	25	28		
上告受理申立て			1	1		2		1	2		3					21	22		
訴訟事件以外の事件																			
法廷等の秩序維持に関する法律に基く特別抗告																			
判決訂正申立て																9	9		
特別抗告申立て		29	26	26	81		37	31	35	103		21	15	15	51	943	922		
医療観察再抗告		1	1	1	3			2		2		1	1	1	3	33	32		
費用補償請求																			
上訴費用補償請求のあったもの																			
刑事補償請求																			
訴訟費用免除申立て		3	3	3	9		3	3	4	10		1	1	1	3	88	96		
刑事雜		26	24	12	62		34	23	20	77		22	8	3	33	887	912		
没収の裁判の取消し上告事件																			

3. 上告事件の既済区分表

区分 法廷別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計				
民事上告		46	52	72	170				
判決									
決定		46	52	72	170				
その他									
民事受理		60	53	87	200				
判決									
決定		59	53	87	199				
その他		1			1				
刑事上告		47	6	30	3	39	2	116	11
判決		1	1				1	1	
決定		40	5	25	3	31	2	96	10
その他		6		5	8		19		

うち裁判員闘争

うち裁判員闘争

うち裁判員闘争

うち裁判員闘争

うち裁判員闘争

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

令和4年1月分

法廷別 受理年度 審理期間	総 数	受 理 年 度 別						審 理 期 間 別							
		4 年	3 年	2 年	元 年	30 年	29 年	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	5 年 以 内	5 年を 超える もの
民事上告	総 数	170	169	1				80	22	63	4	1			
	大 法 廷														
	第一小法廷	46	45	1				23	3	17	2	1			
	第二小法廷	52	52					25	13	13	1				
	第三小法廷	72	72					32	6	33	1				
民事受理	総 数	200	200					72	29	89	10				
	大 法 廷														
	第一小法廷	60	60					21	10	27	2				
	第二小法廷	53	53					19	12	20	2				
	第三小法廷	87	87					32	7	42	6				
刑事上告	総 数	116	115	1				36	57	21	1	1			
	うち裁判員関与	11	10	1					7	3		1			
	大 法 廷														
	うち裁判員関与														
	第一小法廷	47	46	1				7	33	6		1			
	うち裁判員関与	6	5	1					5			1			
	第二小法廷	30	30					12	12	6					
	うち裁判員関与	3	3						1	2					
	第三小法廷	39	39					17	12	9	1				
	うち裁判員関与	2	2						1	1					

